

秋田県水と緑のマスコット「森っち」着ぐるみ貸出要領

1 目的

秋田の豊かな「水と緑」の創造と未来への継承へ向けた県民の緑化意識の高揚を図るため、水と緑のマスコット「森っち」の着ぐるみの貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

着ぐるみの貸し出しは、森林環境保全課（以下「貸出機関」という。）が行う。

3 対象

貸し出しの対象は、県、県内市町村及び関係各機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

4 貸出物品

水と緑のマスコット「森っち」着ぐるみ 1体

5 貸出方法

- （1）着ぐるみの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。
- （2）貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、着ぐるみを貸し出すものとする。
- （3）貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。
- （4）貸し出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として10日以内とする。

7 料金

無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意又は過失により、着ぐるみを破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

9 その他

- （1）借受者は、着ぐるみを使用して営利目的の営業を行ってはならない。
- （2）借受者は、第三者に転貸してはならない。
- （3）借受者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについて、別紙の注意事項により取り扱わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月 5日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年 5月 13日から施行する。
- 3 この要領は、平成22年 4月 14日から施行する。
- 4 この要領は、令和 5年 6月 15日から施行する。

着ぐるみの使用及び使用後の手入れに関する注意事項

- (1) 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- (2) 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は適宜休養をとるなど、無理のない着用をすること。
- (3) 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- (4) シンボルマスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- (5) 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため必ず補助者をつけること。
- (6) 使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋、胴体部分は風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却するよう努めること。
- (7) 着ぐるみは柔らかい素材でできているので、型くずれしないよう取り扱いに留意すること。特に、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。